

第 24 号 議 案

長崎県こども未来応援基金条例案を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 21 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県こども未来応援基金条例

（基金の設置）

第 1 条 こどもが夢や希望を持って健やかに成長できる社会の実現を目的に実施する、こどもの居場所づくりや多様な体験の提供をはじめとした、こども施策に要する経費に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第 1 項の規定に基づき、長崎県こども未来応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（基金の管理）

第 3 条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他の証券の買入れ等の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（繰替運用）

第 4 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法等を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

（運用益金の処理）

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（基金の処分）

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な事業の経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

安全・安心でチャレンジできる「こども場所」の充実をはじめとしたこども施策に要する経費に充てるため、長崎県こども未来応援基金を造成する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。